

秋田県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の 一部を改正する条例案について

生活衛生課

1 改正理由

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第232号）による水道法施行令（昭和32年政令第336号）の一部改正により、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に、専門職大学の前期課程において一定の課程を修めて修了し水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を加えることとする。（本則関係）

3 施行期日

平成31年4月1日

新	旧
<p>1 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三十四条第一項において準用する同法第十九条第三項の条例で定める資格（一日最大給水量が千立方メートルを超える専用水道に係るものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 学校教育法第八十八条第二項に規定する短期大学（同法第八十八条の二第一項に規定する専門職大学（以下「専門職大学」という。）の前期課程を含む。）又は同法第一条に規定する高等専門学校（以下「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>四 略</p> <p>五 大学、短期大学等及び高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業した者については四年以上、短期大学等を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については六年以上、高等学校等を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>六・七 略</p> <p>2 水道法第三十四条第一項において準用する同法第十九条第三項の条例で定める資格（一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道に係るものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当</p>	<p>1 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三十四条第一項において準用する同法第十九条第三項の条例で定める資格（一日最大給水量が千立方メートルを超える専用水道に係るものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 学校教育法第八十八条第二項に規定する短期大学 又は同法第一条に規定する高等 専門学校（以下「短期大学等」という。）において土木科又は これに相当する課程を修めて卒業した後 、五年以上水道に関する技術上の 実務に従事した経験を有する者</p> <p>四 略</p> <p>五 大学、短期大学等及び高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後 、大学を卒業した者については四年 以上、短期大学等を卒業した者 については六年以上、高等 学校等を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した 経験を有する者</p> <p>六・七 略</p> <p>2 水道法第三十四条第一項において準用する同法第十九条第三項の条例で定める資格（一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道に係るものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当</p>

する者であることとする。

一・二 略

三 短期大学等において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、二年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 略

五 大学、短期大学等及び高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業した者については二年以上、短期大学等を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については三年以上、高等学校等を卒業した者については四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六・七 略

する者であることとする。

一・二 略

三 短期大学等において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、二年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 略

五 大学、短期大学等及び高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業した者については二年以上、短期大学等を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については三年以上、高等学校等を卒業した者については四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六・七 略